

さんいく 恭

賛育会後援会事務局・〒130-0012 東京都墨田区太平3-17-8 TEL 03-3622-7614・編集発行者 小泉 美壽

賛育会百年の使命

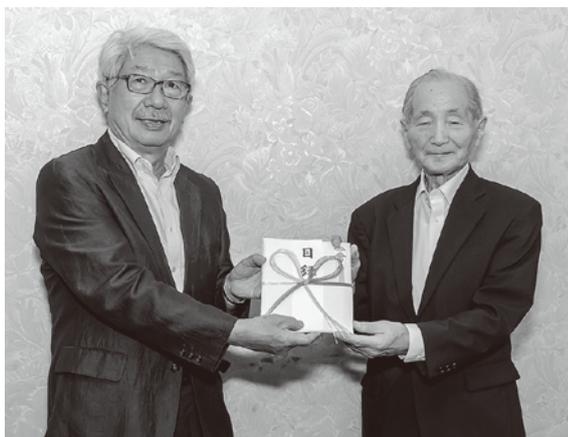
賛育会後援会会長 徳久 俊彦

一九一八年三月、先達が祈りと共に第一歩を踏み出した日から間もなく百年という時が経とうとしています。この百年にならんとする歴史の根底には、常に誰かを必要としている人々に寄り添い、他者と共に在ろうとする賛育会のひたむきな願いがありました。昨年度、賛育会後援会では、近年活発化してきている賛育会の地域活動・社会貢献活動に焦点を当て、その活動を応援してまいりました。独居高齢者が孤立しないようにと木造家屋を借りて行っているランチや居酒屋、子ども食堂や孤食の問題に取り組む子ども食堂など、賛育会の多様な活動が行なわれております。これらの活動は、もとより医療や福祉の制度の求めによって行われるものではなく、制度と制度の狭間には、賛育会が向き合うべき課題があるのです。「善き隣人」であらうとして始まった賛育会にとって、大きな使命がそこにあります。二〇一七年度、賛育会後援会は、地域活動・社会貢献活動への応援を更に強めてまいります。と考えております。皆様の更なるお支えをお願いいたします。



後援会定期役員会が開催されました

六月一六日、神田の学士会館にて後援会役員総会が開催されました。後援会役員、賛育会役員、賛育会職員、計一七名の出席を得て、二〇一六年度事業報告及び決算、二〇一七年度事業計画および予算について承認されました。



後援会長から理事長へ寄付金の贈呈

昨年度は、インターネットの広報強化や、年末年始の募金キャンペーンなど積極的な活動が行われた旨の報告がありました。また、昨年の役員会で贈呈された寄付金の使途の報告も行われました。二〇一六年度決算より、315万5564円を賛育会に寄付する事が可決されました。(詳細次頁)
会の最後に、寄付金の贈呈式が行われ、徳久会長より小堀理事長に目録が贈られました。

出席者(敬称略・順不同)

徳久 俊彦 梶村 慎吾
小林 道彦 山本 和
横倉 正義 住田 学
中村 基信 西原 良信
小泉 美壽 田中 弘道
富田 民人 柚谷奈穂美
橋本 章
井口 延
小堀 洋志
繁田 正人
加藤 玉樹



二〇一六年度報告

二〇一六年度は、賛育会が展開する地域活動・社会貢献活動を支えることを年度計画の冒頭に掲げました。これに基づき、①広報活動の強化
②法人職員・退職者への協力要請
③「後援会・同窓会の集い」の開催
④ボランティア活動へのお誘いを重点課題として活動を行いました。

この年度は総額で約850万円の収入を得ることができました。会費収入は対前年で金額はやや下回ったものの、人数では243人となり、昨年より38人の増加を見ました。心より感謝申し上げます。

九回目を迎えた「チャリティーコンサート」は、昨年を引き続き「賛育会病院の建替え支援」を目的として、

実行委員会を組織して取組みました。コンサートの収益金約298万円を賛育会病院建替えのために積み立てさせていただきました。

また、昨年四月に発生した熊本地震の際には、賛育会から多くの職員が継続的に派遣され、熊本YMCAとの連携の中で支援活動を行いました。これと並行して実施した熊本地震災害復興支援募金では、113万円を超える募金が寄せられ、その全額を日本YMCA同盟に送金いたしました。ご協力くださいました皆様に改めて深く感謝申し上げます。

● 広報の強化
後援会のオフィシャルホームページ

賛育会後援会
ご寄付のお願い
増田純アークバス(PDF)
賛育会の社会貢献活動紹介
チャリティーコンサート
http://319kouenkai.jp

ジを開設し、またフェイスブックにも「いろいろな賛育会・活動取材日記」というページを開き、賛育会の地域活動・社会貢献活動を細かく紹介し、募金の呼びかけを行いました。

●「後援会・同窓会の集い」の開催

チャリティーコンサート当日、コンサートに先行して「後援会・同窓会の集い」を退職者／関係者のホーム・カミング・デイとして開催しました。助産婦学校や賛育会病院看護部のOGを中心に、現役の理事や職員等を含めて合計三五人が集い、旧交を温めました。



●チャリティーコンサート

二〇一六年二月一日、すみだトリフォニーホールに1102人を集めて開催されました。例年同様、玉の肌石鹸株式会社・ミヨシ石鹸株式会

社の協賛、墨田社会福祉協議会、東京商工会議所墨田支部、東京都社会福祉協議会の講演の他、全八二社(八八口)の協賛を得て、盛会となりました。



●会計報告

収入の部	会費収入	437万7899円
	雑収入	108円
	熊本支援募金	113万0679円
	コンサート益金	297万6803円
	その他の募金	9871円
収入合計		849万5360円
支出の部	事務費	123万2314円
	熊本支援金	113万0679円
	コンサート寄付	297万6803円
支出合計		533万9796円
当期繰越金		315万5564円

※当期繰越金は、前ページの後援会定期役員会報告にある通り、全額を賛育会に寄付する事が決定され、目録が小堀洋志理事長に贈呈されました。

二〇一七年度計画が決定しました

定期役員会において二〇一七年度計画案を審議、原案通り決定しました。二〇一七年度は、地域活動・社会貢献活動を更に力強く支えていくため、会費収入の大幅な増額を目指します。

二〇一七年度計画(抜粋)

賛育会の創立百周年を迎える年度であることを覚え、活発化してきている地域活動・社会貢献活動の更なる展開を支援していくことを基本に据えて事業を行う。

一、後援会会員/賛育会支援者の募集

支援のための財政基盤の整備
地域活動・社会貢献活動に対する支援規模を拡大し、各活動がより安定して継続できるようにするため、募金活動を強化し、合計で1千万円の収入を目指す。

広報活動の強化

賛育会の地域活動/社会貢献活動に関する広報を強化することによって理解者/応援者を増やしていく。後援会ホームページに募金/カンパのための機能を追加し、寄付の容易化を図る。

次の通り賛育会の働きを援助する

・在日外国人医療及び出産前後ハイリスク医療事業への補助 三〇万円
・外国人介護従事者等に対する日本語学習への支援 三〇万円

を目指す。
何代かにわたつて賛育会病院で出産をした家族を調べ、コンサートにご招待する。

《後援会役員》

会長	徳久 俊彦
副会長	駿河敬次郎
副会長	梶村 慎吾
理事	橋本 章
理事	雨宮 栄一
理事	小林 道彦
理事	山本 和
理事	井口 延
理事	青本 健作
理事	古田 和彦
理事	柴田 光昭

二、チャリティコンサート開催

六一〇万円

●一〇月一〇日、「第一〇回チャリティコンサート二〇一七」をすみだトリフォニーホールにて開催する。

●賛育会病院の建て替えのための支援を目的とし、三〇〇万円の益金

昨年度寄付金

使途に関する「報告書」

二〇一六年度、賛育会後援会より三九三万八七四一円のご寄付を賜りましたこと、改めて深く感謝申し上げます。このご寄付にしましては下表のとおり用いさせていただきます。いただきました事を謹んでご報告申し上げます。

二〇一七年六月一六日

社会福祉法人賛育会

理事長 小堀洋志

在日外国人医療及び出産前後ハイリスク医療事業のため	300,000
外国人介護従事者に対する日本語教育支援	300,000
地域貢献活動・熊本地震復興支援活動のため	3,338,741
熊本地震復興支援活動(職員派遣費用等)	1,538,741
地域活動・社会貢献活動のため	1,800,000
はなみずきホーム(京島長屋)	(900,000)
清風園(にこにこ清風食堂)	(500,000)
東海清風園(駄菓子「えびす屋」)	(200,000)
第二清風園(おれんじドア)	(200,000)
	3,938,741

賛育会後援会規約

- (名称) 本会の名称は賛育会後援会という。
- (目的) 本会は、キリスト教の精神にもとづき、隣人愛の実践の場として設立された社会福祉法人賛育会の趣旨に賛同し、同会が行なう事業を財政的に援助することにより、社会福祉事業のより一層の進展をはかることを目的とする。
- (事業) 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
一、後援会費、寄附金品の募集
二、チャリティショー、バザー等の実施
三、その他必要な事業
- (事業所) 本会の事務所を、賛育会法人事務局に置く。
東京都墨田区太平三丁目一七番八号)
- (会費) 本会の目的に賛同する者は誰でも会員になることができる。
二、会員は別に定める「年度会費」を納入する。
- (役員) 本会に次の役員をおく。
会長 一名、副会長 若干名
理事 若干名、監事 二名
二、会長は社会福祉法人賛育会理事長が委嘱し、その他の役員は会長が委嘱する。
三、会長は後援会の会務を総括し、副会長は会長を補佐する。
四、役員は役員会を組織して、事業推進のための必要な協議を行う。会長、副会長は役員会の議長、副議長となる。
- (役員会) 会長は役員会を招集し、以下の事項を決定する。
一、事業計画並びに事業報告
二、予算並びに決算
三、その他事業推進に必要な事項
四、役員会の決定事項は、機関紙「さんいく」に掲載し公表する。
- (名誉会長) 本会会長として多年に亘つて奉仕し、功勞顯著な方を名誉会長として推挙することが出来る。名誉会長は、社会福祉法人賛育会理事長が役員会の同意を得て推薦することが出来る。
- (職員) 本会の日常業務を処理するため、事務局長以下若干名の職員をおく。
二、事務局長は会長の命に従い、日常業務を処理する。
- (会計並びに会計年度) 一〇条 本会の必要経費は会員が納入する年度会費から支弁する。
二、本会の会計年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日を以て終る。
- (附則) 二条 この規約に定めない事項その他必要な事項は、役員会の議を経て会長が決定する。
三、この規約は、一九八三年七月二日より施行する。
一九八四年五月一九日 一部改正
一九八五年七月一八日 一部改正
一九九二年一〇月三日 一部改正
一九九八年六月三日 一部改正

